

第5章 大蔵大臣の行う金融機関等の検査

第1 概 説

1 大蔵大臣は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について監視委員会に諮り、その意見を聴かなければならない（設置法第21条第1項）。

この規定は、大蔵大臣が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある第三者の意見を徴することが有益との観点から、金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（専ら財務の健全性に係る検査）に關し、検査の重点事項等検査の基本方針や検査実施予定数等の検査の基本計画について、監視委員会からの意見の聴取を大蔵大臣に義務付け、監視委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

2 また、大蔵大臣は、四半期ごとに、金融機関等の検査の実施状況を監視委員会に報告しなければならず、監視委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第21条第2項及び第3項）。

なお、平成4検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に關し、建議が必要と判断される事情は認められていない。

第2 検査基本方針及び検査基本計画に関する提言

1 監視委員会は、大蔵大臣より、金融機関等の検査に係る「平成4検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について意見を求める

られたのを受け、監視委員会としての意見を述べた。

2 平成4年7月31日付で大蔵大臣より示された「平成4検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」の内容は、以下のとおりである。

平成4検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

1 検査基本方針

金融機関・証券会社等を取り巻く厳しい環境のなかにあって、平成4検査事務年度（平成4年7月～平成5年6月）における金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く）の実施にあたっては、次の諸点を検査の重点事項として取り上げ、検査の的確な実施を図るものとする。

(1) 金融機関等検査の重点事項

- ① 金融機関等の健全性確保の観点から、資産内容の一層の実態把握に努める。
- ② 金融機関等の健全経営維持の観点から、損益収支内容の的確な把握に努める。
- ③ 金融機関等の業務に対する信頼性維持の観点から、内部管理体制の整備・運営状況の把握に努める。

(2) 外国為替検査の重点事項

- ① 外国為替公認銀行に「外国為替及び外国貿易管理法」上課されている対外取引の適法性についての確認義務履行の徹底を図る。
- ② 外国為替公認銀行の国際的信用の維持（健全性確保）の觀

点から、為替リスク管理の状況把握に一層努める。

(3) 証券会社等検査の重点事項

証券会社の健全経営維持の観点から、財務内容の的確な把握に努める。

2 検査基本計画

(1) 金融機関等検査の実施予定数

| | |
|---------|-------|
| 銀 行 | 55行 |
| 信 用 金 庫 | 204金庫 |
| 保 険 会 社 | 13社 |
| 計 | 272 |

(2) 外国為替検査の実施予定数

| | |
|----------|-----|
| 外国為替公認銀行 | 48行 |
| 商 社 等 | 11社 |
| 計 | 59 |

(3) 証券会社等検査の実施予定数

| | |
|---------|---|
| 証 券 会 社 | 原則として証券取引等監視委員会と同時検査を実施することとし、同委員会の検査基本計画に基づき証券会社検査を実施する予定。 |
|---------|---|

| | |
|-------------|-----|
| 証券投資信託委託会社 | 3 社 |
| 投 資 顧 問 会 社 | 90社 |

(注) 上記検査実施予定数は、検査の実施状況に応じて変動することもあり得る。

3 上記の基本方針及び基本計画に関し、監視委員会が平成4年8月7日付で述べた意見は、以下のとおりである。

平成4検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

貴職の示された平成4検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、現下の金融情勢等に鑑みると、適切なものと考える。

なお、その際、次の諸点に特に留意して的確かつ効率的な検査に努めることとされたい。

- 1 金融機関及び証券会社の検査に当たっては、金融自由化、国際化等の進展により金融機関及び証券会社の業務が一層複雑化多様化してきていること、いわゆるバブル経済の崩壊等により株価の低迷や企業収益の後退が生じていること等、金融機関及び証券会社を取り巻く昨今の環境変化を踏まえて、経営規模も念頭におきつつ、その資産内容及び損益収支の的確な把握に努めること。
- 2 金融機関の内部管理体制の検査に当たっては、昨年発生した一連の金融不祥事を契機とする各金融機関の内部事務管理等の見直し状況を把握し、それが有効に機能しているか十分に点検すること。
- 3 省内検査組織を統合した今般の機構改革の趣旨を踏まえ、金融機関を対象とした金融検査及び外国為替検査を同時に実行する等、効率的な検査に努めること。

第3 検査実績及び検査結果の概要

1 監視委員会は、大蔵大臣より、平成4検査事務年度における金融機関等の検査に係る検査の実施状況及び検査において把握された問題点等について、四半期ごとに報告を受けた。

2 平成4検査事務年度における大蔵大臣からの報告の内容は、以下のとおりである。

(1) 検査に当たって留意した事項

- ① 金融機関等検査と外国為替検査については、同時検査を実施した。
- ② 証券会社検査（外国証券会社を含む。）に当たっては、原則として監視委員会と同時検査を実施した。
- ③ 検査に当たっては、平成4検査事務年度検査基本方針による検査の重点事項を踏まえ、また、平成4年8月7日付の監視委員会の意見に留意しつつ、検査対象機関の個別の実態に応じた検査を実施した。

(2) 検査実績

① 検査の実施状況

平成4検査事務年度において、金融機関等検査249機関、外国為替検査54機関、証券会社等検査191社の検査に着手した。

なお、当該年度において着手したものの中、平成5年6月30日までに金融機関等検査158機関、外国為替検査32機関、証券会社等検査134社に対し示達書を交付し、検査が終了している（第4表参照）。

② 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

平成4検査事務年度内に検査が終了した1検査対象当たりの

第4表 検査実施状況

| 区分 | 検査計画 | 検査着手 | 検査終了 |
|------------------|------|------|------|
| 〔金融機関等検査〕 | | | |
| 銀 行 | 55 | 52 | 36 |
| 信 用 金 庫 | 204 | 188 | 117 |
| 保 険 会 社 | 13 | 9 | 5 |
| 計 | 272 | 249 | 158 |
| 〔外国為替検査〕 | | | |
| 外 国 為 替 公 認 銀 行 | 48 | 47 | 27 |
| 商 社 等 | 11 | 7 | 5 |
| 計 | 59 | 54 | 32 |
| 〔証券会社等検査〕 | | | |
| 証 券 会 社 | 127 | 100 | 60 |
| 証券投資信託委託会社 | 3 | 4 | 1 |
| 投 資 顧 問 会 社 | 90 | 87 | 73 |
| 計 | 220 | 191 | 134 |

(注) 検査終了欄は、平成5年6月30日までに検査の相手先に対し示達書を交付し、検査が終了したものである。

延べ検査投入人員（臨店期間分）は、金融機関等検査77人・日、外国為替検査48人・日、証券会社等検査21人・日となっている（第5表参照）。

(3) 検査結果の概要

① 金融機関等検査

イ 銀 行

〔資産及び融資の審査管理について〕

いわゆるバブル経済の崩壊の影響等により、不動産業や関連会社を含むノンバンク向け貸出金を中心に延滞が増加していること等から、資産内容は悪化している。

融資の審査管理面では、融資推進部門と審査部門が一体化していたり、人材の育成が進まないことなどから、審査管理が必ずしも十分とはいえない事例もみられる。このため、組織の変更、事前協議制度の活用、財務分析システムの活用、

第5表 1検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

| 区分 | 1検査対象当たりの延べ検査投入人員 |
|-----------------|-------------------|
| [金融機関等検査] | |
| 銀 行 | 133 |
| 信 用 金 庫 | 59 |
| 保 険 会 社 | 88 |
| (平 均) | (77) |
| [外国為替検査] | |
| 外 国 為 替 公 認 銀 行 | 54 |
| 商 业 社 等 | 13 |
| (平 均) | (48) |
| [証券会社等検査] | |
| 証 券 会 社 | 37 |
| 証券投資信託委託会社 | 46 |
| 投 資 顧 問 会 社 | 8 |
| (平 均) | (21) |

研修の充実等によりその改善に努めている。

〔損益収支について〕

金融自由化の進展する中において、各行とも利鞘の確保、事務の効率化、リスク管理の強化により収益力の向上に努めており、金利低下局面に置かれていること也有って、業務純益は総じて増加している。しかしながら、貸出金償却額の増加や株式市況の低迷などによる有価証券の償却等から経常利益は減少しているところもみられる。

〔内部管理体制について〕

不祥事防止の観点から、事務取扱規程の見直し、検査部要員の増員、事務指導の強化、各種研修の開催等により、内部管理体制の整備・充実に努めているが、事務取扱規程に対する理解が不十分であることなどから、事務の取扱いにおいて不備や不適切なものもみられる。

ロ 信用金庫

[資産及び融資の審査管理について]

不良債権の整理・回収に努めたことにより、貸出金の内容が改善している金庫がみられるものの、景気の低迷等を反映して資産内容が悪化している金庫もみられる。

融資の審査管理面では、審査体制の強化、企業財務分析力の強化、研修の充実等、その充実に努めているものの、事業計画や資金使途等に対する審査管理が不十分なものもみられる。

[損益収支について]

業務純益は、金利低下局面を反映して改善しているところがある一方、延滞貸出金の増加等から減少しているところもみられる。

[内部管理体制について]

内部検査の充実、事務取扱規程の整備、研修の充実などに努めているものの、事務管理の重要性についての認識が薄いことなどから、事務取扱いにおいて不備や不適切なものもみられる。

ハ 保険会社

ノンバンク向け貸付金を中心に延滞が増加し、貸付金内容は悪化傾向にある。また、有価証券についても株価の低迷から含み益が減少している。

保険金の支払い増加や有価証券の償却等から、経常利益は減少している。

② 外国為替検査

イ 外国為替公認銀行

[対外取引の適法性についての確認義務について]

外国為替及び外国貿易管理法に規定されている対外取引の適法性についての確認義務は、おおむね適正に履行されているが、一部には、海外仕向け送金に際し、大蔵大臣に対する届出等の要否を確認しないで取引に応じている事例がみられる。

〔為替持高規制等について〕

為替持高規制は適正に遵守されており、また、為替リスクの管理についても、おおむね適正に行われているが、一部には、ディーリング部門におけるフロントとバックオフィス間の相互牽制機能が不十分な事例などがみられる。

ロ 商社等

交割計算取引の処理等は、おおむね適正に行われている。

③ 証券会社等検査

イ 証券会社

〔損益収支等について〕

株式市況の低迷により受入手数料が減少していることから、人員の削減、店舗の統廃合等経費の削減に努めているものの、収益の減少を補うまでには至っておらず、ほとんどが赤字決算となっている。

〔財産状況等について〕

株式市況の低迷による信用取引の減少に伴い、信用取引貸付金が減少したことから、総資産は減少している。

なお、自己資本規制比率については、おおむねその基準を達成している。

〔内部管理について〕

信用取引追加保証金の預託不足や法定帳簿の記載不備がみられる。

ロ 証券投資信託委託会社

株式市況の低迷により、投資信託の設定額の減少、解約額の増加、株価の下落等から、信託財産の純資産総額が減少しており、委託者報酬も減収となっている。

ハ 投資顧問会社

株式市況の低迷により、契約顧客が減少するとともに、投資顧問料も減収となっているところが多くみられるなど、経営は厳しいものとなっている。

業務の運営面では、法令の理解不足等により、事務の不備や不適切な取扱いがみられる。